

大郷町物品の調達等に係る競争入札参加心得

(趣旨)

第1 大郷町が発注する物品の調達等に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、大郷町財務規則(昭和52年大郷町規則第3号)その他の法令及びこの心得の定めるところによらなければならない。

(入札参加の資格)

第2 入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)は、次のいずれかに該当するときは、失格として、入札又は再度入札に参加することができない。

- (1) 入札期日において、入札者等が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)167条の4の規定に該当するとき。
- (2) 入札期日において、競争入札に参加する資格及び一般競争入札において執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、入札者が指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (4) 入札期日において、入札者が大郷町から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (5) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者が、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金を免除されたときは、この限りではない。
- (7) 入札者等が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入場できない場合、又は入札書を提出しないとき。
- (8) 入札者等が、競争入札の公告又は指名の通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (9) 入札者等が、公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (10) 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (11) 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

(入札保証金)

第3 入札者等は、入札の前に、その見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に還付又は返還する。

3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は大郷町に帰属する。

(発注仕様書等の取扱等)

第4 入札者等は、この心得、配布された仕様書、契約書案及び添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟慮の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、入札公告、指名通知又は仕様書等(以下「入札公告等」という。)に定めるところにより質問することができる。

2 入札者等は、配布された仕様書等を入札に持参し、入札執行者の指示に従い返還しなければならない。

(入札等)

第5 入札者が代理人をもって入札するときは、代理人は、入札に関する委任状を持参し、入札の前に、入札執行者に提出しなければならない。

2 入札書は、町が定める様式によるものとし、入札者が記名・押印しなければならない。

3 代理人が入札書を提出する場合にあっては、委任者を併記の上、代理人は氏名を記載するとともに押印しなければならない。

4 記載事項の訂正は訂正印を押印することにより足りることとするが、入札金額の訂正は認めない。

5 入札者等は、入札書を入札執行者が指示する時刻までに提出しなければならない。

6 入札者等は、入札に際し入札書に使用する認印を持参しなければならない。

(入札参加者の選定)

第6 入札参加資格確認通知又は指名通知を受けた入札に参加する資格のある者のうち、入札に参加できる者を入札執行前に選定することがある。

(入札の辞退)

第7 入札者等は、入札書提出前に限り、次のいずれかの方法によりいつでも入札を辞退することができるものとする。

(1) 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届(別紙様式)を入札執行者に直接提出するか、又は郵送(入札日の前日までの到着に限る。)する。

(2) 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。

(3) 前号により辞退した者は、再度入札に参加することはできない。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第8 入札者等は、独禁法に抵触する行為その他不正行為を行ってはならない。

2 入札者等は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入

札意思などについていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札の延期等)

第9 入札執行者は、天災地変等により入札の執行が困難なとき、入札が適正に行われな
いおそれがあるとき若しくはあったとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、
入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(開札)

第10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者等の立会いのもとに
行うものとする。ただし、入札を行った者が立ち会わないときは、当該入札事務を直接
担当していない大郷町職員を立会わせて行うものとする。

2 入札執行者は、開札をした場合において、落札者がいないときは、各人の入札書のうち
最低の価格をもって入札した者の入札金額を、入札者全員に周知するものとする。

(入札の無効)

第11 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第2に規定する競争に参加する資格を有しない者が入札したとき。

(2) 同一の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした入札者の入札。

(3) 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明
らかでないときと認められるとき。

入札者等の記名押印又は訂正印を欠く入札

金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(4) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ってした入札

(落札者の決定)

第12 入札公告等において特に定めがない場合は、有効な入札を行った入札者等のうち、
予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした入札者等が、2人以上あるときは、入札執行者は、
直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、
当該入札者等のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって当該入札事務を直
接担当していない大郷町職員にくじを引かせるものとする。

3 落札者が決定した場合は、入札執行者は、落札者及び落札金額を入札者全員に周知す
るものとする。

4 落札者は、確認のため入札書又は見積書に押印するものとする。

(再度入札)

第13 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行

う。

2 再度の入札回数は2回とする。

3 入札及び再度の入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約により契約を締結することがある。

(契約保証金等)

第14 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 契約保証金の納付又は担保の提供等の取扱については、別に定めるところにより行うものとする。

(入札保証金の振替)

第15 契約執行者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約)

第16 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から7日以内に入札執行者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

(1) 落札者等が、政令167条の4の規定に該当するとき

(2) 落札者が、競争入札に参加する資格及び一般競争入札において執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき

(3) 落札者が大郷町から指名停止を受けたとき。

(仮契約)

第17 財産の取得に係る契約予定金額が7百万円以上の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第8号)の規定により、議会の議決を経てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

(公正入札違約金)

第18 落札者は、契約を締結した後に、この入札において、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等独禁法に抵触する行為その他の不正行為を行ったことが明らかとなったときは、契約執行者からの請求に基づき、契約金額の100分

の20に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。物品等が納入された後も同様とする。

(異議の申立て)

第19 入札をした者は、入札後、この心得、入札公告、指名通知又は仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成15年10月1日から施行する。